

北茨城市公立保育所給食外部搬入特区

都道府県名：	茨城県	
申請主体名：	北茨城市	
区域の範囲：	北茨城市の全域	
特区の概要：	<p>令和 8 年度に公立保育所を北茨城市民病院敷地内に移転新築し、今後も市の基幹的保育所として運営していくこととしている。</p> <p>本特例措置を活用し、一つの調理施設で 2 施設分の給食を調理することで、食材の一括購入や調理施設の集中化に繋がり、保育施設における調理に関する経費の削減が可能となる。同時に保育施設での調理従事者の確保の必要性がなくなり、安定的・継続的な給食を提供できる。</p>	
適用される規制の特例措置：	920：公立保育所における給食の外部搬入方式の容認事業	



保育所の給食風景①



保育所の給食風景②